

●香川県告示第501号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和35年香川県告示第189号（海岸保全区域の指定）で指定した津田港塩田地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

平成25年11月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	津田港	汐田	<p>1 指定場所 さぬき市津田町津田字汐田2571番88地先からさぬき市津田町津田字北原2893番17地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1と基点2とを結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点3までを順次結んだ線及び補助点3と基点2とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 小野辺山 （北緯34度17分17.4392秒、東経134度16分13.0060秒） 基点1 基準点から302度47分10秒、2,478.99メートル、さぬき市津田町津田字汐田2571番88地先の表示杭 基点2 基点1から339度58分18秒、337.97メートル、さぬき市津田町津田字北原2893番17地先の表示杭 補助点1 基点1から31度51分39秒、95.32メートルの点 補助点2 基点2から116度04分00秒、108.15メートルの点 補助点3 基点2から75度44分35秒、22.35メートルの点</p>